

MA2012-10

船 舶 事 故 調 査 報 告 書

平成24年10月26日

(東京事案)

- 1 漁船第十八鹿島丸漁船第五十八太幸丸衝突

(地方事務所事案)

函館事務所

- 2 漁船第十一長栄丸火災
- 3 漁船第十八征運丸火災
- 4 漁船第28えびす丸乗組員死亡

仙台事務所

- 5 漁船共栄丸乗組員負傷
- 6 漁船第八共栄丸乗組員負傷
- 7 漁船第二義丸漁船第二豊栄丸乗組員死亡
- 8 漁船第六安洋丸養殖施設損傷

横浜事務所

- 9 コンテナ船 COSCO YOKOHAMA 漁船第七勇仁丸衝突
- 10 漁船第十二浩昇丸乗組員死亡
- 11 漁船第三十六栄進丸転覆
- 12 貨物船第二海福丸衝突 (岸壁)
- 13 油タンカー第七十二英山丸油タンカー第七光正丸衝突
- 14 砂利採取運搬船富士川丸油タンカー第七高榮丸衝突
- 15 漁船第二北斗丸乗組員死亡
- 16 貨物船兼油タンカー新衛丸衝突 (岸壁)
- 17 漁船五十八浜平丸漁船浜平丸漁船はまへい衝突
- 18 漁船第三中村水産丸漁船第三清福丸衝突
- 19 砂利・石材運搬船第五大竜丸乗揚
- 20 漁船第八唐池丸作業員死亡
- 21 漁船寿々丸乗組員負傷
- 22 モーターボートコルネオーネ号転覆
- 23 押船ながさき転覆

神戸事務所

- 24 コンテナ船 MSC FIRENZE 衝突 (岸壁)
- 25 モーターボートブルーツリー号同乗者負傷
- 26 漁船第八緑丸漁船希章丸衝突
- 27 プレジャーヨット BONANZA II 乗揚
- 28 瀬渡船大幸丸釣り客負傷

広島事務所

- 29 液化ガスばら積船第2徳盛丸乗揚
- 30 交通船はまかぜ6プレジャーボート中磯丸衝突
- 31 漁船第八十泰然丸衝突（定置網）
- 32 モーターボート富夢想野I号乗揚
- 33 貨物船第八住力丸乗揚
- 34 瀬渡船わかしお丸衝突（養殖筏）

門司事務所

- 35 プレジャーボートBLACKFIN転覆
- 36 押船瑞穂丸起重機船第三瑞穂丸乗組員死亡
- 37 押船第五瑞穂丸起重機船第八瑞穂丸乗揚
- 38 漁船漁生丸乗組員負傷
- 39 漁船漁生丸プレジャーボート潮Ⅲ衝突
- 40 漁船康善丸乗揚
- 41 砂利採取運搬船第五住吉丸漁船第三山陽丸衝突
- 42 漁船恵比須丸プレジャーヨットPANARI衝突
- 43 貨物船第三十六親力丸乗揚

長崎事務所

- 44 漁船第八十一丸福丸乗揚
- 45 モーターボート光丸モーターボートNANTANI衝突
- 46 モーターボート宝生丸モーターボート川添丸衝突
- 47 旅客フェリーフェリー長崎乗組員負傷
- 48 貨物船信洋丸漁船第5満生丸衝突
- 49 漁船第5満生丸乗揚

那覇事務所

- 50 漁船第二光丸火災

本報告書の調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、運輸安全委員会により、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われたものであり、事故の責任を問うために行われたものではない。

運輸安全委員会
委員長 後藤 昇 弘

《参 考》

本報告書本文中に用いる分析の結果を表す用語の取扱いについて

本報告書の本文中「3 分 析」に用いる分析の結果を表す用語は、次のとおりとする。

- ① 断定できる場合
・・・「認められる」
- ② 断定できないが、ほぼ間違いない場合
・・・「推定される」
- ③ 可能性が高い場合
・・・「考えられる」
- ④ 可能性がある場合
・・・「可能性が考えられる」
・・・「可能性があると考えられる」

45 モーターボート光丸モーターボートNANTANI衝突

船舶事故調査報告書

平成24年9月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年9月24日（土） 14時30分ごろ
発生場所	長崎県長崎市三重式見港沖防波堤西方沖 長崎市所在の能瀬灯標から真方位183°630m付近 （概位 北緯32°47.9′ 東経129°43.8′）
事故調査の経過	平成23年9月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A モーターボート 光丸、5トン未満 292-30961長崎、個人所有 5.54m (Lr) × 1.63m × 0.62m、FRP ガソリン機関（船外機）、18.40kW、昭和52年5月 B モーターボート NANTANI、5トン未満 292-22064長崎、個人所有 4.40m (Lr) × 1.59m × 0.70m、FRP ガソリン機関（船外機）、18.39kW、昭和55年3月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 73歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年12月1日 免許証交付日 平成19年12月17日 （平成25年11月30日まで有効） B 船長B 男性 75歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年4月22日 免許証交付日 平成19年12月17日 （平成25年4月21日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 船首材下部及び船首船底に擦過傷 B 左舷船尾外板及び船外機の破損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、長崎市伊王島西方沖で釣りを行ったのち、三重式見港へ帰港するため、同沖を発進し、船長Aが船尾の船外機右舷側に腰を掛けて操縦を行い、三重式

	<p>見港沖防波堤西方沖に向けて北北東進した。</p> <p>A船は、船首が浮上して船首方の見通しが悪くなっていたので、船長Aは、発進当初、時折、立って船首方向の見張りを行っていたものの、他船を認めなかったため、その後は腰を掛けて見張りを行い、三重式見港沖防波堤西方沖を北北東進中、平成23年9月24日14時30分ごろA船の船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。船長Aは、衝突してB船に気付いた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、13時00分ごろ三重式見港沖防波堤西方沖でパラシュート型シーアンカーを投入して船首を西北西に向け、機関を停止して漂泊しながら釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、衝突の約5分前、左舷方からB船に向けて接近して来るA船を視認したが、A船がB船を避けて通過するものと思って釣りを続けた。</p> <p>B船は、船長Bが釣りをしながらA船の動静を見守っていたところ、A船が約200mまで接近しても進路を変えず、更に約100mまで接近したので衝突の危険を感じ、手を振って大声で叫んだものの、A船と衝突した。</p> <p>B船は、損傷箇所から浸水し、船長BはA船に乗り移り、船長Aが海上保安庁へ通報して調査を受けた後、A船によって三重式見港にえい航された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、航行中に船首が浮上し、船首方の見通しが悪くなるので、船長Aは、日頃においては、時折、立って船首方に他船がないか確認していた。</p> <p>A船の同乗者は、船首甲板の椅子に船尾方を向いて腰を掛けていた。船長A及びA船の同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、三重式見港沖防波堤西方沖を北北東進中、船長Aが、船首方に他船はいないと思い込み、船首方の適切な見張りを行っていなかったことから、船首方で漂泊中のB船に気付かず航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、三重式見港沖防波堤西方沖で漂泊中、船長Bが、接近するA船がB船を避けて通過するものと思い、釣りを続けていたが、A船が接近するので、手を振るなどして注意を喚起したものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>

<p>原因</p>	<p>本事故は、三重式見港沖防波堤西方沖において、A船が北北東進中、B船が漂流中、船長Aが、船首方の適切な見張りを行っていなかったため、船首方のB船に気付かずに航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船首浮上により前方の見通しが悪い場合は、前方の適切な見張りが行えるような措置を講じ、他船を見落とさないようにすること。 ・ 漂流中に他船が接近してきた場合、動向に注意し、早めに機関を始動して回避できるようにしておくこと。